

毎年4～6月は 狂犬病予防注射月間です



狂犬病予防注射は市町村が行う集合注射のほか
動物病院でも打つことができます。

狂犬病予防注射を打ったら
注射済票(金属札)の交付を
必ず受けてください

市町村が提携していない動物病院で注射した場合は、
動物病院での札の交付が行われません。
必ず市町村役場の窓口で札の交付を受けてください。

今年度の注射済票と鑑札を
必ず犬に装着しましょう！

狂犬病予防法第5条第3項で定められており、違反すると罰則
(20万円以下の罰金)の適用対象となることがあります。
今年度の注射済票を装着していない犬は抑留対象になります。

鑑札は
登録した時



鑑札・注射済票の形は市町村、
年度により異なります。

注射済票は
毎年！

必ず札の交付を受け装着してください。
札を紛失したとき、住所や飼主が変わったときは役場に届け出を！

お問い合わせ先
沖縄県業務生活衛生課 098-866-2055
各市町村役場 狂犬病担当窓口

